

シリーズ「介護」②

高齢社会と成年後見制度

国立病院機構和歌山病院

療育指導室 児童指導員 中原智加

近年、社会面ニュース 財産を管理する権限は本  
では悪徳商法に関する話 人にしかありません。も  
題が多く取り上げられて います。「振り込め詐欺」  
などに代表されるように 代理人をたてなければそ  
被害に遭われている方の 財産を管理・運用する  
多くは、高齢者です。親 ことはできないのです。  
切を装ったり、不安につ けることが難しい方が利  
け込んだりする業者によ 用できるのが、成年後見  
当契約を結ばれた人も 制度のうち法定後見  
いるようです。そのほか (後見・保佐・補助)で  
にも他人による詐欺だけ す。本人あるいは裁判所  
ではなく、財産管理に関 により選ばれた後見人ら  
しては、身内による被害 によって、本人の不十分  
の報告もあります。高齢 な取引能力・財産管理能  
者を取り巻くこうした問 力を補い、生活を安全に  
題は、珍しいことではな 過してもらうことを目  
く、決して他人事でもあ 指しています。たとえ、  
りません。

また、老人ホームに入 所している高齢者の財産  
を、身内が勝手に処分し ています。このような事  
るようです。もちろん、 財産を処分しようとする  
身内が必ずしも悪者とい うわけではなく、生活費  
や入院費を捻出するため にやむを得なかったとい  
う場合もあります。しか し、いくら身内の者であ  
っても、本人の財産を 勝手に処分する権限はあ  
りません。たとえ、認知 症の人であっても、その

そのような時のために、  
あらかじめ本人が信頼で  
きる人との間で、判断能  
力が衰えた時にしてほし  
いことについて代理権を  
与える任意後見契約を公  
証役場で結ぶことができ  
ます。例えば、自己の生  
活・療養看護や施設入所  
・財産管理に関する事務  
等、身上に関する事務を  
自分の代わりにしてもら  
うことができます。た  
だ、これは本人の判断能  
力が衰えた時に初めて効  
果があるものであり、ま  
た、代理権しか付与する  
ことはできないので、法  
定後見に認められる取消  
権がありません。従っ  
て、前述しました不当契  
約の取り消し等は任意後  
見人にはできないので  
す。

老いは誰にでも来ま  
す。自分が老いた後の生  
活はもちろん重要なこと  
ですし、高齢者を抱える  
身内にとっては高齢者の  
財産管理も重要な問題に  
なってきました。成年後見  
制度は、高齢者や障害者  
本人に残された能力を生  
かし、本人の思いを尊重  
しつつ、必要な範囲で柔  
軟に支援するためのもの  
です。法定後見制度のこ  
利用をお考えの方は、最  
寄りの家庭裁判所に、任  
意後見制度のご利用をお  
考えの方は、最寄りの公  
証役場までお問い合わせ  
ください。